

感染症法改正について(その3)

2006年12月に感染症法が改正され、2007年4月より新感染症法が施行されています(ただし、病原体等の所持等を規制する制度は2007年6月施行)。それに伴い、感染症発生動向調査事業実施要綱も変更されました。

今回は、感染症発生動向調査事業実施要綱の対象感染症に新たに追加された「厚生労働省令で定める疑似症」と横浜市感染症発生動向調査事業について解説します。

これらの内容は、衛生研究所ホームページでも情報提供していますのでご覧ください。

・感染症発生動向調査事業の概要について

(http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/infection_inf/tebiki2/systemgaiyo.htm)

・改正感染症に基づく感染症届出の手引き

(http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/infection_inf/tebiki2/todo.htm)

感染症発生動向調査とは

日本における感染症のサーベイランスシステムの1つであり、平成11年(1999年)4月から施行されている「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下感染症法)」の大きな柱として、感染症対策の基本となるものです。

感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その結果を的確に提供・公開することとなっています。

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市(特別区を含む)と定められています。

感染症発生動向調査の対象感染症には、全数把握感染症(一類から五類感染症)、指定感染症(インフルエンザ(H5N1))、定点把握感染症があります。なお、指定感染症(インフルエンザ(H5N1))については、2006年11月より、オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象になっています。

そして、今回の改正により、新たに「厚生労働省令で定める疑似症」が追加になりました。

厚生労働省令で定める疑似症とは、1及び2の症状を示すものです。

1 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)

例えば新型インフルエンザ等の感染症の発生を想定して、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患の発生動向を把握するためのもので、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行う必要があります。

このため「呼吸器症状」とは、入院を要する程度に重症であり、呼吸困難の状態等を指します。

2 発熱及び発しん又は水疱

原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握するためのもので、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行う必要があります。

なお、詳細は通知等をご参照ください。

次に、対象感染症を診断した医師からの届出に基づいて、発生状況を分析・提供する目的で行っている横浜市感染症発生動向調査事業の概要を示します。

1.システムの概要

感染症法のもとでは、国内の感染症の発生動向を知るために、全国の感染症の発生状況を国立感染症研究所感染症情報センター(以下中央感染症情報センター)に集めて分析することになっています。各地方の感染症の発生状況は、地方感染症情報センターが収集して中央感染症情報センターに送ることになります。

横浜市では、横浜市衛生研究所 感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターが設置されており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、中央感染症情報センターに報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとなっています。

横浜市内において収集された患者情報及び病原体情報については、健康福祉局健康安全課及び衛生研究所感染症・疫学情報課が事務局となり、感染症発生動向調査委員会(感染症委員会)を月1回(最終木曜日)開催し、横浜市の感染症の発生状況として分析しています。そして、感染症発生動向調査委員会報告で五類定点把握疾患についてコメントしています(本誌p1~2参照)。

感染症委員会は、疫学等の専門家、医師会の代表、福祉保健センター及び衛生研究所の代表等をもって構成されています。感染症委員会の分析結果や感染症委員会報告等の発行物は、衛生研究所感染症・疫学情報課が中心となってまとめ、定点医療機関、医師会、関係医療機関、福祉保健センター等に配布しています。また、市民や医療機関を対象に、横浜市衛生研究所のホームページ等を通じて情報提供をしています。

患者情報については、感染症・疫学情報課(横浜市感染症情報センター)が、横浜市全体のデータを取りまとめて国の中央感染症情報センターへ報告しています。

横浜市病原体調査

感染症発生動向調査事業の一環として、病原体定点で採取された検体を用いて、衛生研究所で病原体の検索を行っています。市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:5か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:3か所、の計17か所を設定しています。検体採取は、小児科定点8か所を2グループに分け、4か所ごと毎週実施し、インフルエンザ定点は特に冬季のインフルエンザ流行時に実施しています。眼科と基幹定点は、対象疾患の患者から検体採取ができた時に随時実施しています。

病原体定点からの検査検体およびその他の病原体情報については、衛生研究所検査研究課微生物部門が回収し、国の中央感染症情報センターに報告しています。また、病原体定点からの検体の検査結果については、病原体定点に直接通知しています。そして、病原体定点からの情報として報告しています(本誌p3参照)。

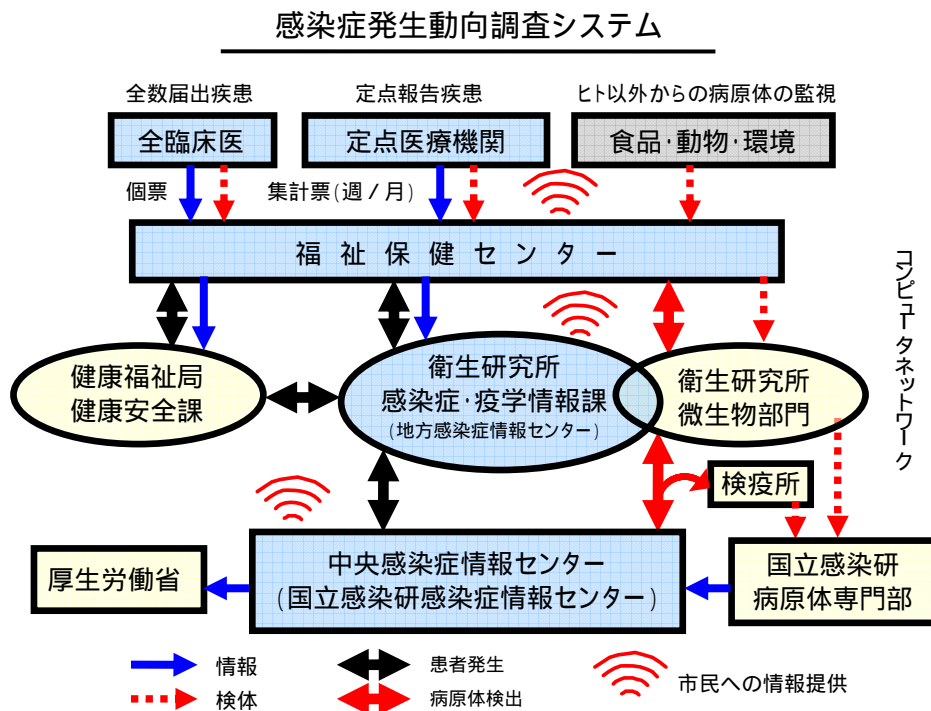
2. 情報の流れ(図)

対象感染症を診断した医師は、所定の様式を用いて、医療機関を管轄する福祉保健センターに届出を行います。

届出受理センターは、内容を確認し、健康福祉局健康安全課と衛生研究所感染症・疫学情報課へ届出様式を送付します。

感染症・疫学情報課(横浜市感染症情報センター)が、国の中央感染症情報センターへ報告します。

収集された情報は、横浜市感染症発生動向調査委員会などで分析し、衛生研究所ホームページ等を通じて速やかに関係機関等に提供・公開されます。



< 参考 >

感染症法改正について (検査情報月報 2月号)

感染症法改正について(その2) (検査情報月報 3月号)

[感染症・疫学情報課]